

第160回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

- 1 期日 令和4年1月28日(金) 18時30分～ オンライン(zoom) 会議
- 2 参加者 須田、澤村、石田、片木、川口、清水敏、國信、鎌田(以上7名・敬称略・順不同)
- 3 発表課題

(1) 住民税の減額賦課決定に伴う過納金還付請求事件(稚内市) 最判令和3年6月22日 発表担当: 國信先生

事案 Y(稚内)市長(以下「市長」という。)は、Xの市民税及び道民税(普通徴収に係るもの。以下「市道民税」という。)のうち平成21年度分から同23年度分までのもの(以下「本件市道民税」という。)並びにその延滞金等につき、滞納処分により徴収したが、その後、本件市道民税の税額を減少させる各賦課決定(以下「本件各減額賦課決定」という。)をするとともに、Xに対し、これによる過納金の還付及び還付加算金の支払をした。本件は、Xが、Y市長による上記過納金の額の計算に誤りがあるとして、Yに対し、不足分の過納金の還付及び還付加算金の支払を求めるとともに、国家賠償法に基づく損害賠償を求めた。

争点 本件各滞納処分(複数年度分の市道民税を差押えに係る地方税とするもの)において、差押えに係る地方税に配当された金銭であって、その後、本件各減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の市道民税に充当されていたものの帰す(地裁・高裁: 充当適時は取消訴訟確定時であると考えているので、その時点で充当対象となる未納の徴収金はなく充当は不要。最高裁: 順次行った滞納処分の時点ごとに、取り消された金額を、その時点の他の税金に充当する)。

判旨 減額賦課決定について遡及的に効力を有しないことになることを確認したうえで、「滞納処分制度が設けられている趣旨に照らせば、上記のように当初の充当が効力を有しないこととなった配当金について他に充当されるべき差押えに係る地方税が存在する場合には、債務の弁済に係る画一的かつ最も公平、妥当な充当方法である民法489条の規定に従った充当(以下「法定充当」という。)がされるものと解すべきである」として、「複数年度分の個人住民税を差押えに係る地方税とする滞納処分において、当該差押えに係る地方税に配当された金銭であって、その後、減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の個人住民税に充当されていたものは、その配当時に当該差押えに係る地方税のうち他の年度分の個人住民税が存在する場合には、当該個人住民税に法定充当がされるものと解すべきである」とし、結論として、「本件各減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の市道民税に充当されていたものにつき、当該差押えに係る地方税のうちその配当時に存在していた他の年度分の市道民税に充当されたものとせず、それぞれ直ちにその金額に相当する過納金が生じたものとして、本件各減額賦課決定により生じた過納金の額を計算したものであるから、市長の当該計算には誤りがある」と判示、原判決を破棄差戻した。

(2) 辺野古サンゴ訴訟事件(沖縄県) 最判令和3年7月6日 発表担当: 清水敏先生

事案 H25.12.27 沖縄防衛局が、仲井真弘多沖縄県知事(当時)から、普天間飛行場の代替施設を沖縄県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立て(以下「本件埋立事業」)の承認(以下「本件埋立承認」)を受けた。その後、H31.4.26及びR1.7.22 沖縄防衛局は、本件埋立事業に関し、沖縄県漁業調整規則(改正前、以下「本件規則」)41条に基づき、沖縄県知事に対し、埋立区域内に生息する造礁さんご類を埋立区域外に移植することを内容とする採捕の許可を求める2件の申請(以下「本件各申請」)をした。沖縄県知事は、本件各申請の必要性及び妥当性の有無を判断できないなどとして標準処理期間(行政手続法6条、本件では45日)が経過した後も何らの処分(漁業法による法定受託事務)もしなかった。R2.2.28 農林水産大臣は、本件各申請を許可する旨の処分(以下「本件各許可処分」)をしないことは、法定受託事務(法定受託事務の該当性については争いはない。)の処理が法令の規定に違反するなどとして、地方自治法245条の7第1項に基づき、本件各許可処分をするよう求める是正の指示(以下「本件指示」)をした。沖縄県知事は、本件指示は違法な国の関与に当たると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、農林水産大臣を相手に、本件指示の取消しを求めた。その後のR2.4.21 沖縄防衛局は、沖縄県知事に対して、本件埋立承認の概要に含まれない内容の地盤改良工事(以下「本件地盤工事」)を追加する旨の変更の承認の申請(以下「本件変更申請」)をした。

争点 ① 本件許可をしないことが、都道府県規則に違反することとなり、漁業法65条2項1号等の法令には違反しないか

② 本件審査基準にいう必要性を認めることができないから漁業法65条2項1号等に違反するものではないか

判旨 (①について) 造礁さんご類の採捕の特別採捕許可に関する判断は、水産資源の保護等に関する専門技術的な知見を踏まえて、当該申請に関する諸般の事情を総合的に考慮するとともに、漁業法等の目的等を勘案した知事の裁量に委ねられているが、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、本件規則41条1項に違反するとともに、漁業法65条2項1号等にも違反することとなる。

(②について) 「公有水面埋立法上、国の官庁が埋立ての承認を受けた後に設計の概要を変更する必要がある場合(中略)において、当該官庁は、変更承認を受けていない段階であっても、当該変更に関する部分に含まれない範囲の工事については、特段の事情のない限り、当初の願書に記載された設計の概要に基づいて適法に実施し得る地位を有しているものと解され」「本件軟弱区域外における埋立てに関する工事である本件護岸工事を適法に実施し得る地位を有して」おり、「漁業法等の目的を実現するためには、本件さんご類を避難させるべく本件水域外の水域に移植する必要があった」から「上告人の判断は、当然考慮すべき事項を十分に考慮していない一方で、考慮すべきでない事項を考慮した結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたもの」で裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると判示、上告を棄却した。

(宇賀反対意見) 本件指示の時点においては、設計の概要の変更承認の申請はなされておらず、「軟弱地盤の改良工事のためには、当初の設計の概要に比べて約6倍の量の砂を使用して、深度約70メートルまで杭を海底に打ち込まなければならない箇所が存在するなど、きわめて大規模な工事が必要になる」から、「本件指示の時点において、本件各申請を許可すべきか否か判断できないとしたことは、要考慮事項を考慮するための情報が十分に得られなかったからであり」、「本件指示の時点において、上告人が本件各許可処分をしなかったことが裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとまではいえない」